



金 沢 市 公 報

第 2 8 6 6 号

平成28年(2016年)5月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		○都市計画法の規定に基づく都市計画の決定について (都市計画課) 4
○介護保険法の規定による事業の廃止について (3件) (介護保険課) 1		○都市計画法の規定に基づく都市計画の変更に (") 5
○市道の区域の変更について (道路管理課) 2		● 監 査 公 表
○道路の供用の開始について (") 3		○監査公表(第13号・第14号) (監査事務局) 5
● 公 告		● 消 防 局 告 白
○金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業振興課) 3		○消防車のサイレンの使用について (警 防 課) 8
○介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業の廃止について (介護保険課) 4		● 公 営 企 業 告 示
○介護保険法の規定に基づく基準該当居宅介護支援の事業の廃止について (") 4		○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課) 8
○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課) 4		○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (") 9

告 示

●金沢市告示第176号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条及び第115条の10の規定により次のとおり告示します。

平成28年5月11日

金 沢 市 長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1710118348	南ヶ丘短期入所生活介護施設	金沢市馬替2丁目125番地	特定医療法人扇翔会	平成28年3月31日	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
1760190189	公益社団法人石川勤労者医療協会 訪問看護ステーションつくし	金沢市京町20番50号	公益社団法人石川勤労者医療協会	平成28年3月31日	訪問看護 介護予防訪問看護
1760190312	訪問看護ステーションにじ	金沢市天神町1丁目18番37号	金沢医療生活協同組合	平成28年3月31日	訪問看護 介護予防訪問看護
1770101473	あい介護サービス	金沢市しじま台2丁目4番12号	有限会社ひまわり	平成28年1月31日	訪問介護 介護予防訪問介護
1770101903	G Fシルバーサポートセンター 金沢	金沢市御影町22番22号	ダイエー食品工業株式会社	平成28年2月29日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売

					特定介護予防福祉用具販売
1770102836	リビングデイサービス	金沢市涌波4丁目6番23号	コサカリレーシ ョンズ有限会社	平成28年3月31日	通所介護 介護予防通所介護
1770103560	バイセル 福祉 事業部	金沢市間明町ホ ル71番地	株式会社バイセ ル	平成28年1月22日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
1770103768	清水の里デイサ ービスセンター 朝霧台1号館	金沢市田上本町 52街区16番地	株式会社トパー ズ	平成25年4月1日	通所介護 介護予防通所介護

●金沢市告示第177号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により次のとおり告示します。

平成28年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770102109	陽風園木越生活 支援センター	金沢市木越町チ 60番地1	社会福祉法人陽 風園	平成28年3月31日	居宅介護支援
1770103552	居宅介護支援事 業所 トオの家	金沢市二俣町イ 6-1番地	特定非営利活動 法人トオの家	平成28年1月31日	居宅介護支援

●金沢市告示第178号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により次のとおり告示します。

平成28年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770103636	プラトリーハセ ンター三口新町 6号店	金沢市三口新町 3丁目6番27号	株式会社ピーデ ィーエスプラト ー	平成28年3月31日	介護予防通所介護

●金沢市告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年5月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成28年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

道路の 種類	路線名	区 間	新旧の別		
			幅員(m)	延長(m)	
一般 市道	森 本 44号 南 森 本 町 線 3号	南 森 本 町 ル 164番 4先から 南 森 本 町 ル 164番 8先まで	旧	5.2	46.0
			新	6.0	46.0

一 般	森	本 44号	南 森 本 町 ル 156番 1先から	旧	2.4~4.3	50.0
市 道	南 森 本 町 線 5号	南 森 本 町 ル 148番 5先まで	新	5.0	50.0	

●金沢市告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年5月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成28年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
森 本 44号 南 森 本 町 線 3号	南 森 本 町 ル 164番 4先から 南 森 本 町 ル 164番 8先まで	平成28年5月11日
森 本 44号 南 森 本 町 線 5号	南 森 本 町 ル 156番 1先から 南 森 本 町 ル 148番 5先まで	平成28年5月11日

公 告

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成28年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成28年5月11日から同年6月10日まで

(2) 場所

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市農林局農業振興課

2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期間

(1) 申出先

金沢市農林局農業振興課

(2) 申出方法

書面により持参又は郵送

(3) 申出期間

平成28年6月11日から起算して15日以内（郵送による場合における郵送に要した日数は、申出期間に算入しない。）

3 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

(1) 提出先

金沢市農林局農業振興課

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期間

平成28年5月11日から同年6月10日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則（平成11年規則第79号）第10条第3項及び第11条の2第3項の規定により基準該当居宅サービス事業者及び基準該当介護予防サービス事業者から当該基準該当居宅サービスの事業及び基準該当介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同規則第15条の規定により次のとおり公告します。

平成28年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地			
1780100044	米丸デイサービスセンターあすなろ苑	金沢市東力町ハ284番地	米丸校下社会福祉協議会	平成28年3月31日	通所介護 介護予防通所介護

介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則（平成11年規則第79号）第11条第2項の規定により基準該当居宅介護支援事業者から当該基準該当居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同規則第15条の規定により次のとおり公告します。

平成28年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地			
1780100044	米丸あすなろ苑介護支援センター	金沢市東力町ハ284番地	米丸校下社会福祉協議会	平成28年3月31日	居宅介護支援

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成28年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
78	株式会社環境公害研究センター	金沢市金石北3丁目13番17号	平成28年4月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告します。

なお、同条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成28年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を決定する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備 考
金沢都市計画 第一種市街地 再開発事業	金沢市安江町の一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成28年5月11日から 同月25日まで	金沢駅武蔵南地区

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告します。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある

金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成28年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備 考
金沢都市計画 高度利用地区	金沢市安江町の一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成28年5月11日から 同月25日まで	金沢駅武蔵南地区

監 査 公 表

●金沢市監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成28年5月11日

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	田	中	展	郎
金沢市監査委員	松	井	純	一

1 行政監査

(その1)

- | | |
|------------------|--------------------------|
| (1) 措置通知があった年月日 | 平成28年4月1日 |
| (2) 措置を講じた部局等 | 総務局総務課、人事課、監理課、財政課、会計課 |
| (3) 監査結果の公表年月日 | 平成22年3月31日（平成22年監査公表第7号） |
| (4) 監査の結果及び措置の内容 | |

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>各職場の事務遂行を支えるための情報提供の充実</p> <p>各職場において、財務会計事務を適正に執行するためには、当該事務の執行に必要な情報や職員が主体的に学習するための情報を確実に提供していくことが重要である。</p> <p>今後は、職員が必要な情報をより確実に得ることができるよう、情報の適時適切な更新や内容の充実に努められたい。特に債権管理事務については、事務執行を行う課以外のチェック機能が働きにくいことから、その情報提供に留意されたい。</p> <p>加えて、庁内ネットワークを利用した情報の掲載方法については、監査対象課が連携・協力し、例えば、通知等の重要度が判別できるようにしたり重要情報を財務会計事務の体系ごとに整理し一覧化することにより検索・参照しやすくするなど、一層の工夫を凝らすことも望まれる。</p>	<p>職員が財務会計に関する知識を確実に得られるよう、財務会計主任を対象とした研修会で、制度の改正点や誤りやすい事例、特に留意すべき事項等を周知しているほか、若手職員や新規採用職員を対象に財務会計事務研修を開講している。</p> <p>また、債権管理事務については、地方自治体が取り扱う債権の範囲・種類・管理に関する事項や、督促、滞納処分及び時効に関する事項を地方財務読本の中にとりまとめ、職員研修等を通じて、適時適切な情報提供に努めている。</p> <p>なお、庁内ネットワークを通して、制度改正等の重要な情報を迅速に通知しているほか、共通する事務の説明書等は体系的に整理し、全職員が閲覧できるように利用環境の向上を図っている。</p>

(その2)

- | | |
|------------------|--------------------------|
| (1) 措置通知があった年月日 | 平成28年4月1日 |
| (2) 措置を講じた部局等 | 総務局総務課 |
| (3) 監査結果の公表年月日 | 平成26年4月11日（平成26年監査公表第6号） |
| (4) 監査の結果及び措置の内容 | |

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>使用料の均衡を図る必要があるもの</p> <p>使用許可に係る使用料について、財務会計ハンドブックによれば、施設の所管課において使用料を算出し、総務課にて使用料の調整を行ったうえで決定することとされている。しかしながら同一地域内にある施設を比較したところ使用料に大きな乖離がある事例が見受けられたことを踏まえ、総務課においては所管課の算出した使用料を十分に精査するとともに、特に近隣施設どうしの使用料に不均衡が生じることのないよう適切に対応された。</p>	<p>行政財産の目的外使用許可について、全庁的に統一的な取扱いとするため、使用料の算定根拠を含む許可内容について全件をリスト化し、毎年度その内容を更新することにより、使用許可先例の迅速かつ正確な把握を可能とした。</p> <p>更に、平成27年度からは、リストに許可理由及び減免理由を追加し、内容の充実を行っている。</p> <p>これにより、使用料算定実例の採用を所管課に指導しており、算定が複雑な場合等は総務課への事前相談を徹底させるなど、近隣地域内及び類似建物間での使用料の均衡を図っている。</p>

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 平成28年3月24日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉局福祉総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成27年4月13日（平成27年監査公表第3号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>金沢市女性就業指導センター運営費補助については、事業活動や会員数が伸び悩んでいる状況であること、就労支援や職業紹介についてはハローワークや民間事業者等において広く実施されていることを踏まえ、今後の補助のあり方を検討されたい。</p>	<p>今後、事業縮小の影響等も調査しながら、段階的に事業の縮小や補助金の削減を行っていくこととし、平成28年度予算においては、人件費1名分の補助金を削減した。</p>

(その4)

- (1) 措置通知があった年月日 平成28年4月1日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉局福祉総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成27年4月13日（平成27年監査公表第3号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>金沢市いきいき福祉バス借上費補助については、交付要綱と補助実態にそごが見受けられたので、適正な運用となるよう努められたい。</p>	<p>金沢市いきいき福祉バス借上費補助については、補助実態に則したものとなるよう交付要綱の見直しを行った。</p>

●金沢市監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成28年5月11日

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	田	中	展	郎
金沢市監査委員	松	井	純	一

1 包括外部監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成28年4月14日
- (2) 措置を講じた部局等 総務局財政課

- (3) 監査結果の公表年月日 平成14年4月2日(平成14年監査公表第12号)
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>・補助金の実績報告のあり方について 意見</p> <p>団体の運営に関する補助やイベント・研修等への補助においては、成果物の把握が困難であり、収支報告が実績管理において重要なものとなる。しかしながら現状は各課にばらつきはあるものの</p> <p>実績報告がラウンドの数字で報告されていたり 予算書と同額で報告されていたり 全体の中から該当する部分のみを抜粋した報告であったり 大項目のみの報告であったり 金額の入っていない事業概要の報告のみであったり しており、また交付先からの報告を特段の検討なしに受入れしているケースもあり、実績管理が十分に為されているのかどうか疑問が残るところである。</p> <p>今後、実績報告における収支報告書のあり方を改善、周知し、補助金の実績管理を十分なものとし、その有効性の測定の一助とすべきである。</p>	<p>補助金額の確定審査が不十分な補助金について、領収書、写真等の添付等により審査を行うよう、個別に指導した。また、成果指標の設定の無い補助金について、ヒアリングを実施し、可能なものは数値目標を設定するなど、今後、効果・成果を検証するよう指導した。</p>
<p>・視察費用等について 意見</p> <p>補助金による視察等の旅費、懇親会費等の負担については、必要かつ妥当な範囲のものかの検討を行ない、又具体的成果についての報告を求める等の指導監督を行うべきと史料している。</p> <p>・財団法人、社団法人の運営費補助について 意見</p> <p>1. 補助金と委託料 補助金は、補助事業者が行なう事務事業に対して公益的見地からこれを助成するものに対し、委託料は、本来市が行なう事務事業を財団等に委託する場合の費用である。現在、補助金として交付されているものの中には委託料としての取扱いがより妥当と思われるものもあり、その検討が必要である。</p> <p>意見</p> <p>2. 財団等の効率的運営について 本来財団は、その有する財産の運用益でもって、又社団は構成員よりの会費収入等でその事業費をまかなうものとされている。</p> <p>しかし、現実的にそういった収入で運営を行っている財団等は少なく、その大部分を市からの収入に依存して</p>	<p>平成19年3月20日策定の「補助金の見直し基準」の中で、「対象経費に、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等は含まないこと。また、事業に直接関係のない視察費や研修費等も含まないこと。」とする本市の基準を定め、補助金所管課に対して適正な運用を行うよう指導を行った。</p> <p>1. 指定管理者制度の導入や、新公益法人への移行に合わせ、各法人の自主事業や委託事業の内容を精査し、必要な事業について、補助金から委託料への振替など必要な予算措置を行うこととした。</p> <p>2. 財団等が所有する基金については、新公益法人への移行に合わせ、その位置づけを整理し、特定の事業に充てるために取り崩す基金については、法律に基づき「交付者の定めた用途に充てるために保有している財産」と位置づけ、必要に応じ取り崩すこととした。</p> <p>また、独立行政法人化については、平成20年12月に</p>

いるのが実情である。

財団等で相当額の基金を有しているものもあるが、これらの運用益は微々たるものであり、到底事業費をまかなえられるものではない。

又財団等の事業は、市の行政の代行が大半であり、そういった意味では行政そのものと解される。そうであれば各財団等で固定化した基金を有する必要性はなく、市の財政の一体的運用という面から基金の取崩等を含めた検討も必要であろう。

又、財団等の財政的基盤が本来意図したものでなくなっている以上、これを独立行政法人化し、評価目標を定め、全額補助金として運営する等の検討もこれからは必要でなかるうか。

公益法人制度改革関連3法が施行されたことから、各財団等の設立目的を踏まえ、全ての財団等を公益法人へ移行することとし、合わせて、健全化に向けた自主的な改革を促すために、各団体において「経営改革実施計画」を策定し、その実践に取り組むこととした。

消 防 局 公 告

平成28年度金沢市水防訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成28年5月11日

金沢市消防長 小 谷 正 利

場 所 金沢市金石消防署管轄区域内（湊3丁目地内）

日 時 平成28年5月15日（日） 午前9時から午前10時まで

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第12号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年5月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

- 1 平成28年1月1日から同年3月31日までの原料の平均価格等
 - (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 46,040円
 - (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 43,300円
 - (3) 1トン当たり平均原料価格 46,050円
- 2 原料価格変動額 43,400円

算式 89,530円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 46,050円（1トン当たり平均原料価格）＝ 43,400円（100円未満切捨て）
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額－43,400円（原料価格変動額）／100円×0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から35.59円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- 4 平成28年6月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	212円16銭

B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	210円16銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	197円66銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	195円83銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	190円83銭

●金沢市公営企業告示第13号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年5月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

- (1) 平成28年1月1日から同年3月31日までの平均原料価格
1トン当たり 43,300円
- (2) 原料価格変動額 43,000円
算式 86,340円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 43,300円（1トン当たり平均原料価格）＝ 43,000円（100円未満切捨て）
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額－43,000円（原料価格変動額）／100円×0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から87.72円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- (4) 平成28年6月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	386円39銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	377円29銭

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成28年1月1日から同年3月31日までの平均原料価格
1トン当たり 43,300円
- (2) 原料価格変動額 43,000円
算式 86,340円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 43,300円（1トン当たり平均原料価格）＝ 43,000円（100円未満切捨て）
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額－43,000円（原料価格変動額）／100円×0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から87.72円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- (4) 平成28年6月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	368円14銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	359円4銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成28年1月1日から同年3月31日までの平均原料価格

1トン当たり 43,300円

- (2) 原料価格変動額 43,000円

算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 43,300円(1トン当たり平均原料価格) = 43,000円(100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 43,000円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から87.72円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成28年6月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	372円5銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	362円95銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成28年1月1日から同年3月31日までの平均原料価格

1トン当たり 43,300円

- (2) 原料価格変動額 43,000円

算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 43,300円(1トン当たり平均原料価格) = 43,000円(100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 43,000円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から87.72円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成28年6月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	360円55銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	351円45銭

平成28年(2016年)5月11日 印刷 発行人

平成28年(2016年)5月11日 発行 発行所

定価 120円 印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄